

# 防災・減災、国土強靱化に向けた対策の継続・拡充を求める意見書

近年、全国的に記録的な集中豪雨や局地的大雨による自然災害が頻発化・激甚化しており、本県においても、平成30年8月には最上・庄内地域を中心とした大雨、昨年10月には令和元年東日本台風と相次いで豪雨災害に見舞われ、甚大な被害が発生している。

国においては、平成30年12月、令和2年度までを実施期間とする「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、地方とともに集中的な対策に取り組んでいるところであるが、今般の令和2年7月豪雨により、本県においても、最上川の氾濫等による家屋の浸水、道路の冠水・流出、土砂崩れなど、再び県民の安全・安心を脅かす甚大な被害が発生しており、現在の3か年緊急対策にとどまらない中長期的かつ計画的な防災・減災、国土強靱化対策が求められている。

よって、国においては、頻発化・激甚化する自然災害を踏まえた対策を引き続き強化し、住民のいのちと暮らしを守るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

## 記

- 1 大規模災害に対し、継続的に防災・減災、国土強靱化に取り組めるよう、事業期間を5か年計画とするなど明確にしたうえで、令和3年度以降も必要な予算・財源を安定的に別枠で確保するとともに、「緊急防災・減災事業債」、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急浚渫推進事業債」等の地方財政措置を継続・拡充すること。
- 2 令和2年7月豪雨を踏まえ、最上川本川の堤防の整備など河川改修を加速するとともに、豪雨の影響を受けやすい中小河川においては、洪水や内水氾濫による浸水被害を軽減するため、流下能力確保対策など、治水対策への支援を拡充すること。
- 3 災害時に緊急車両等の通行を確保する緊急輸送道路や広域交通を担う高速道路と地域の幹線道路網等について、その機能を十分に果たすことができるよう、インフラ老朽化対策やミッシングリンクの解消、4車線化・ダブルネットワークなど、災害に強く、分散型の国土利用にも資する道路ネットワークの構築に必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月9日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	菅義偉	殿
総務大臣	武田良太	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
国土交通大臣	赤羽一嘉	殿
国土強靱化担当大臣	小此木八郎	殿
内閣府特命担当大臣(防災)	小此木八郎	殿

山形県議会議長 金澤 忠一